

(第1条関係)寒川町一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表

現行	改正案
～略～	～略～
(勤勉手当)	(勤勉手当)
第18条 (略)	第18条 (略)
2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。	2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。
(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の75</u> を乗じて得た額の総額	(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の85</u> を乗じて得た額の総額
(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の35</u> を乗じて得た額の総額	(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の40</u> を乗じて得た額の総額
3～5 (略)	3～5 (略)
～略～	～略～

(第2条関係)寒川町一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表

現行	改正案
(目的)	(目的)
第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第6項の規定に基づき同法第4条に規定する一般職の職員(以下「職員」という。)の給与に関する事項を定めることを目的とする。	第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項の規定に基づき同法第4条に規定する一般職の職員(以下「職員」という。)の給与に関する事項を定めることを目的とする。
～略～	～略～
(給料表)	(給料表)

第4条 (略)

2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、規則で定める

～略～

(勤勉手当)

第18条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の85を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の40を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

～略～

別表第1(第4条関係)

別添P1, 3, 5, 7, 9, 11のとおり

別表第2(第4条関係)

別添P13, 15, 17, 19, 21, 23のとおり

(加える)

第4条 (略)

2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、等級別基準職務表(別表第3)に定めるとおりとする。

～略～

(勤勉手当)

第18条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の80を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の37.5を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

～略～

別表第1(第4条関係)

別添P2, 4, 6, 8, 10, 12のとおり

別表第2(第4条関係)

別添P14, 16, 18, 20, 22, 24のとおり

別表第3(第4条関係)

等級別基準職務表

1 行政職給料表(1)

<u>職務 の級</u>	<u>標準職務</u>
8級	部長の職務又はこれに相当する職務として規則で定める職務
7級	課長の職務又はこれに相当する職務として規則で定める職務
6級	副主幹の職務又はこれに相当する職務として規則で定める職務
5級	主査の職務又はこれに相当する職務として規則で定める職務
4級	高度の知識経験を有する主任主事の職務又はこれに相当するとして規則で定める職務
3級	主任主事の職務又はこれに相当する職務として規則で定める職務
2級	主事の職務又はこれに相当する職務として規則で定める職務
1級	主事補の職務又はこれに相当する職務として規則で定める職務

2 行政職給料表(2)

<u>職務 の級</u>	<u>標準職務</u>
5級	主任技能職員の職務又はこれに相当する職務として規則で定める職務
4級	高度の技能又は経験を有する技能職員の職務又はこれに相当する職務として規則で定める職務
3級	相当高度の技能又は経験を有する技能職員の職務又はこれに相当する職務として規則で定める職務
2級	技能職員の職務又はこれに相当する職務として規則で定める職務
1級	労務職員の職務又はこれに相当する職務として規則で定める職務

～略～

～略～

(第3条関係)寒川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例の一部を改正する条例

現行	改正案
<p style="text-align: center;">～略～</p>	<p style="text-align: center;">～略～</p>
<p style="text-align: center;">附 則</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p>
<p>1～4 (略)</p>	<p>1～4 (略)</p>
<p><u>(給料の切替えに伴う経過措置)</u></p>	<p><u>(削る)</u></p>
<p>5 <u>切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日に受けていた給料月額(寒川町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成21年寒川町条例第19号)の施行の日において、同条例附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員である者にあつては、当該給料月額に100分の99.1を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなるもの(規則で定める職員を除く。)には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。</u></p>	
<p>6 <u>切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による給料を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則で定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。</u></p>	<p><u>(削る)</u></p>
<p>7 <u>切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなつた職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。</u></p>	<p><u>(削る)</u></p>
<p>8 <u>前3項の規定による給料を支給される職員に関するこの条例による改正後の寒川町一般職の職員の給与に関する条例第14条及び第16条第2項の規定の適用</u></p>	<p><u>(削る)</u></p>

<p>については、これらの規定中「給料の月額」又は「給料月額」とあるのは、「給料月額と寒川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年寒川町条例第28号)附則第5項から第7項までの規定による給料の額との合計額」とする。</p> <p>9～11 (略)</p> <p style="text-align: center;">～略～</p>	<p>5～8 (略)</p> <p style="text-align: center;">～略～</p>
--	---

(第4条関係)寒川町災害派遣手当及び寒川町武力攻撃災害等派遣手当の支給に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第6項の規定に基づき、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第32条第1項の規定による本町に派遣された職員(以下「派遣職員」という。)に支給する災害派遣手当及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第154条において準用する災害対策基本法第32条第1項の規定による派遣職員に支給する武力攻撃災害等派遣手当(以下これらを「手当」という。)の支給に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">～略～</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項の規定に基づき、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第32条第1項の規定による本町に派遣された職員(以下「派遣職員」という。)に支給する災害派遣手当及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第154条において準用する災害対策基本法第32条第1項の規定による派遣職員に支給する武力攻撃災害等派遣手当(以下これらを「手当」という。)の支給に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">～略～</p>

(第5条関係)寒川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号。以下「法」という。)</p> <p>第3条第1項及び第2項、第4条、第5条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項並びに地方公務員法(昭和25年法律第</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号。以下「法」という。)</p> <p>第3条第1項及び第2項、第4条、第5条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項並びに地方公務員法(昭和25年法律第</p>

<p>261号)第24条第6項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>～略～</p>	<p>261号)第24条第5項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>～略～</p>
--	--

(第6条関係)寒川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第6項の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>～略～</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>～略～</p>

(第7条関係)寒川町職員の特殊勤務手当に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第6項及び寒川町一般職の職員の給与に関する条例(昭和29年寒川町条例第4号)第10条第2項の規定に基づき、職員の特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲、額及び支給方法について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>～略～</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項及び寒川町一般職の職員の給与に関する条例(昭和29年寒川町条例第4号)第10条第2項の規定に基づき、職員の特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲、額及び支給方法について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>～略～</p>

(第8条関係)寒川町職員の旅費に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第6項の規定に基づき、公務のために旅行する職員に対し支給する旅費に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項の規定に基づき、公務のために旅行する職員に対し支給する旅費に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

(改正附則)

現行	改正案
	<p style="text-align: center;"><u>附 則</u> (<u>施行期日等</u>)</p> <p>1 <u>この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定並びに次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。</u></p> <p>2 <u>第1条の規定による改正後の寒川町一般職の職員の給与に関する条例(次項において「第1条改正後条例」という。)の規定は、平成27年12月1日から適用する。</u> (<u>給与の内払</u>)</p> <p>3 <u>第1条改正後条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の寒川町一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて平成27年12月に支給された勤勉手当は、第1条改正後条例の規定による勤勉手当の内払とみなす。</u> (<u>号給の切替え</u>)</p> <p>4 <u>行政職給料表(1)の適用を受ける職員(職務の級の1級、2級及び3級を除く。)の、この条例の施行日(以下「切替日」という。)における号給は、規則で定める号給とする。</u> (<u>切替日前の異動者の号給の調整</u>)</p> <p>5 <u>切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び町長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、町長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。</u> (<u>給料の切替えに伴う経過措置</u>)</p> <p>6 <u>切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるものには、平成30年3月31日までの間、給料月</u></p>

	<p><u>額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。</u></p> <p><u>(委任)</u></p> <p>7 <u>前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。</u></p>
--	---